

平成26年9月22日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 平成26年9月22日(月)
午後1時30分
- 2 閉会の日時 平成26年9月22日(月)
午後2時30分
- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま 視聴覚室
- 4 出席委員の氏名 倉橋 徳彦
瀬田 眞澄
大槻 豊子
塩見 佳扶子
荒木 徳尚
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教 育 部 長 池 田 聡
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事 坂 本 幸 彦
教 育 総 務 課 長 眞 下 誠
教 育 総 務 課 参 事 藤 田 一 樹
次 長 兼 学 校 教 育 課 長 芦 田 誠
学 校 教 育 課 参 事 森 山 真
学 校 教 育 課 総 括 指 導 主 事 端 野 学
次 長 兼 生 涯 学 習 課 長 崎 山 正 人
生 涯 学 習 課 参 事 横 山 尚 子
中 央 公 民 館 館 長 田 中 久 志
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
教 育 総 務 課 長 眞 下 誠
- 7 議事及び議題
別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第 19号	原案どおり可決、承認
議第 20号	原案どおり可決、承認
議第 21号	原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

平成 年 月 日

福知山市教育委員会 委員長

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議調製者 教育部長

教育委員会会議録

1. 開会

倉橋委員長が開会を宣告。

2. 前回会議録の承認

8月5日、20日開催の教育委員会会議録について、出席委員全員異議なく承認されました。

3. 教育長報告の要旨

荒木教育長から以下の報告を行いました。

① 「放課後子ども総合プラン」について

資料1を御覧下さい。7月31日に文部科学省から「放課後子ども総合プラン」が通知されました。「放課後子ども総合プラン」というのは、我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮できる方法を考えていきたいという社会的な要請があるなかで、児童の小学校就学後も安全・安心な放課後等の居場所を確保することにより、母親の労働時間の確保につなげていこうと、厚労省と文科省が一体になって進めているものです。後ほど詳細は、生涯学習課参事から報告をいただきますが、今年度から放課後児童クラブは、教育委員会の所管となりましたので、私たちはより一層、制度に対し理解をしていかなければなりません。そのためにも新たな情報が入り次第報告をさせていただきます、教育委員会全体で理解を深め、放課後児童クラブの充実を目指していきたいと考えております。

倉橋委員長

詳細については、後ほど説明していただきますが、教育長から今、説明をいただいたなかで質問はありませんか。

全委員

特にありません。

倉橋委員長

次に議題に移ります。

4. 議事

(1) 議第19号 (委員長の選任について)

眞下教育総務課長

最初に私から、議第19号の「委員長の選任について」、経過を御説明いたします。

倉橋徳彦委員長は昨年9月30日開催の定例教育委員会議におきまして、平成25年10月6日から平成26年10月5日までの期間において、委員長に選任されました。委員長の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項に「委員長の任期は1年とする」とありますとおり、間もなく任期を迎えますことから平成26年10月6日から平成27年10月5日までの1年間の委員長

を選挙で選出いただく必要がございます。そのため、直近の教育委員会議でありますこの場で選任いただきたくお願いいたします。本議案の進行については、倉橋委員長にお願いいたします。

それでは倉橋委員長、よろしくお願いいたします。

倉橋委員長

では委員長の選任を行います。

最初に基本規則を確認します。資料4ページをご覧ください。福知山市教育委員会基本規則第5条で、「委員長の選挙は、会議において無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし最多数を得た者が2人以上あるときは、これらの者について更に投票を行う」とされております。また、選挙及び委員長の任期については、資料7ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項で、「教育委員会は、委員、ただし教育長に任命された委員を除くうちから、委員長を選挙しなければならない」、また同法第12条第2項では、「委員長の任期は、1年とする。ただし再任されることができる」とされております。

以上のことを考慮いただいたうえで、任期を平成26年10月6日から平成27年10月5日までとする委員長選挙を行います。

選挙は、無記名投票により行います。それでは、投票用紙を配布させます。

(教育総務課 投票用紙配布)

次に投票箱を改めさせます。

(教育総務課 点検・開示)

投票箱も「異常なし」と認めます。

投票は単記無記名でお願いします。

それでは、投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順次、投票をお願いいたします。

(投票)

投票を終了いたします。

開票を行います。

(教育総務課 開票・結果を委員長に渡す)

それでは、委員長選挙結果を報告いたします。

倉橋 徳彦委員 4票。

瀬田 眞澄委員 1票。

以上により、私、倉橋が委員長に決定いたしました。

それでは、ご挨拶をさせていただきます。

選挙により決まりましたので、力不足ではありますが引き

続きお引き受けさせていただきます。荒木教育長はじめ教育委員のみなさん、事務局のみなさんに支えていただきながら本市の教育が市民の皆様に信頼され、そして一層前進するように誠心誠意、精一杯務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(2) 議第20号 (委員長職務代理者の指定について)
眞下教育総務課長

それでは、議第20号「委員長職務代理者の指定について」、私のほうから簡単に説明申し上げます。

福知山市教育委員会基本規則第6条に「委員長の選挙があったときは、委員長職務代理者の指定を行うこと」とされております。「また指定期間は次の教育委員長選挙のときまで」となっております。

つきましては、教育委員長の次の任期であります平成26年10月6日からの委員長職務代理者を指定していただく必要があります。

なお、指定の方法につきましては、これまでは委員長を指名人とする指名推薦の方法をとってこられております。

本議案の進行につきましては指定方法を含め、委員長にお願いいたします。

それでは委員長、よろしくお願いいたします。

倉橋委員長

それでは議第20号「委員長職務代理者の指定について」、福知山市教育委員会基本規則第6条により、委員長職務代理者の指定を行います。

最初に基本規則を確認します。資料の4ページを御覧ください。

福知山市教育委員会基本規則第6条第1項では、「委員会では委員長の選挙があったときは、委員長職務代理者の指定を行わなければならない」、また同規則第6条第2項では、「委員長職務代理者の指定期間は、当該指定があったときから次の委員長選挙のときまでとする」とされております。

以上のことを考慮いただいたうえで、任期を平成26年10月6日から次の委員長選挙までとする委員長職務代理者の指定を行います。

指定の方法についてお諮りいたします。

委員長職務代理者の指定の方法は、委員長を指名人とする氏名推薦の方法によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

全委員

異議なし。

倉橋委員長

異議なしと認めますので、委員長を指名人とする氏名推薦の方法によることに決定しました。

それでは、瀬田眞澄委員を委員長職務代理者に指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしましたとおりに指定することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 異議なしと認めますので、指名いたしましたとおりに決定しました。

ただいま指定いたしました瀬田眞澄委員、発言をお願いいたします。

瀬田委員 誠心誠意務めていきたいと思っておりますので、ご指導よろしく申し上げます。

倉橋委員長 それでは、つぎの議題に移ります。

(3) 議第21号(専決処分の承認について)

眞下教育総務課長 ～資料により説明～

失礼いたします。それでは、議第21号について、御説明申し上げます。

今回の専決処分につきましては、専決第4号「平成26年度一般会計教育費歳出補正予算(追加分)説明資料の提出について」により、開会中の9月市議会定例会で、8月16日から17日にかけて発生した平成26年8月豪雨による災害関連補正予算を緊急追加提案すべく、市長あて提出したものでございます。

まず、資料としてはつけておりませんが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条では、「地方公共団体の長は、その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない」とされております。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定と合わせ、教育委員会で議決すべき事項として、「福知山市教育委員会基本規則」の第10条第1項第11号では、「教育予算、条例案、その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること」とされております。追加提案までの事務処理が非常にタイトなスケジュールでありましたので、5ページの「福知山市教育委員会基本規則」の第11条にありますように、「前条第1項各号に規定する事項について、急施を要する場合は、教育長が委員会に代って処理することができる」の規定を適用し、教育長が教育委員会に代わり処理を行ったものでございます。合わせて、「この場合には、処理した事項を次の会議に報告してその承認を得なければならない」とされていることから、今回、御報告申し上げます。

今回の豪雨災害にかかる被害状況につきましては、8月20日に開催されました定例教育委員会議におきまして、教育委員会所管の施設の被災状況について報告したところですが

被災箇所の早期復旧を行うため、9月の市議会定例会に補正予算を要望したものです。

最初に今回の追加補正予算を財政当局に要望するにあたり、部として要望しました内容と結果について御説明申し上げます。資料の10ページ「平成26年度9月（追加分）補正要求概要（査定後）」をお願いいたします。

今回、資料の表に掲げてあります合計4事業につきまして、総額で1億3,068万7,000円を要望いたしました。

最終的に市長・副市長を交えた財政当局による査定を受けた結果、総額で1億3,054万円、金額による査定率では99.8%分につきまして、9月定例市議会で追加補正予算として提案しました。去る10日にはこの追加補正予算について市議会文教建設委員会で審議され、9月11日の本会議において、議決を受けたところです。

平成26年8月豪雨関連で補正をお願いしました個別の事業について順に御説明申し上げます。

資料の11ページをお願いいたします。教育総務課所管の、文教施設災害復旧事業でございます。

このたびの平成26年8月豪雨により被害を受けました昭和小学校、遷喬小学校、佐賀小学校、成和中学校、以上4小中学校のグラウンドの復旧、日新中学校登校坂下の法面復旧及び昭和幼稚園園庭復旧工事に災害復旧費・文教施設災害復旧費・公立学校施設災害復旧費といたしまして、5,043万円を補正したものでございます。

これらの被災状況と復旧についてですが、昭和小学校グラウンドについては、50センチ程度水没、グラウンド内に流入・堆積した汚泥等を撤去し、土の入れ替えを行うもので、事業費は1,183万1千円、復旧見通しは平成26年10月末を見込んでおります。

遷喬小学校グラウンドについては、裏山から大量の土砂が流入したもので、流入・堆積した土砂等を撤去し、土の入れ替えを行うもので、事業費は1,613万4千円、復旧見通しは平成26年12月末を見込んでおります。

佐賀小学校グラウンドについても遷喬小学校同様、裏山から大量の土砂や汚泥が流れこみ、流入・堆積した土砂や汚泥等を撤去し、土の入れ替えを行うもので、事業費は1,208万5千円、復旧見通しは平成26年12月末を見込んでおります。

成和中学校グラウンドについては、雨水が流入したことによりグラウンド内の土が大量に流出しましたので、土を搬入し、整地を行うもので、事業費は558万4千円、復旧見通しは平成26年10月末を見込んでおります。

次に、日新中学校法面復旧工事ですが、府営中山口団地入り口から、日新中学校校門への登校坂の法面が幅約13メートル、高さ約6メートルにわたって崩落しました。崩落部分に土留めブロックを整備することとして、事業費は323万円、復旧見通しは平成26年度末を見込んでおります。

最後に昭和幼稚園園庭ですが、園庭が50センチ程度水没

しました。園庭に流入・堆積した汚泥等を撤去し、土の入れ替えや砂場の砂の入れ替えを行うもので、事業費は156万6千円、復旧見通しは平成26年10月末を見込んでおります。

本事業にかかる歳入として国庫支出金・国庫負担金・災害復旧費国庫負担金・文教施設災害復旧費負担金3,362万円を補正予算として計上しております。

また、他の財源といたしまして、市債・災害復旧債として1,680万円を見込んでおります。

続きまして、「岡ノ三教育集会所災害復旧事業」でございます。資料の12ページをお願いいたします。

岡ノ三教育集会所が平成26年8月豪雨により床上約1.3メートル水没、被災しましたため、その復旧費として災害復旧費・文教施設災害復旧費・社会教育施設災害復旧費2,524万円を補正したものでございます。

主な復旧内容としては、浸水した1階部分の建具、内装工事、洗濯機や掃除機などの備品購入であります。

続きまして、「文化財整理事務所災害復旧事業」でございます。資料の13ページをお願いいたします。

市内蛇ヶ端の文化財整理事務所として使用している京口荘が床上約2メートル水没、被災しましたため、その復旧に災害復旧費・文教施設災害復旧費・社会教育施設災害復旧費といたしまして、274万9千円を補正したものでございます。主な復旧内容としては、水損した刊行物の印刷、エアコンや電気設備の機能復旧などです。

続きまして、「学校給食センター災害復旧事業」でございます。資料の14ページをお願いいたします。

学校給食センターが床上60センチ程度水没、被災しましたため、その復旧費として災害復旧費・文教施設災害復旧費・保健体育施設災害復旧費5,212万1千円を補正したものでございます。

主な復旧内容としては、水没しましたエレベーター修繕、給食配送車10台の修繕、公用車1台購入などです。

その他、9月議会で追加補正予算にはあがっておりませんが、床上浸水や土砂が家屋に流れ込んだ被災児童・生徒に、文房具や通学用品などの支援物品を支給する対応を、学校教育課で行っております。

この8月豪雨では、小学生児童107人、中学生生徒54人が被災しておりまして、被災しました小学生児童には1人当たり4,100円を限度として、また中学生生徒には1人当たり4,400円を限度として購入する経費を市の予備費を充当し、対応しております。

現在の状況では、被災児童生徒161人のうち、教科書みの児童生徒が11人、学用品のみが81人、教科書、学用品の両方への対応が69人となっております。

教育総務課所管の「市立幼稚園保育料・預かり保育料の減免基準」及び今年度から生涯学習課が所管しております「放課後児童クラブ利用料の減免基準」についても、報告させて

いただきます。昨年9月の台風災害時に、これらの減免基準について策定いたしました。床上浸水、半壊のみで、家屋が全壊した場合の規定がありませんでした。このため、全壊した場合の基準を保育料と同様の取り扱いをすることとして新たに策定いたしました。

ちなみに、8月豪雨による、園児、児童生徒宅で、家屋全壊の該当はありません。

市立幼稚園通園児の被災状況は床上浸水が13人ありました。既に「市立幼稚園保育料・預かり保育料の減免申請」を10件程度受け付けております。

以上でございます。

倉橋委員長

議第21号について、質問、意見はありませんか。

瀬田委員

どの工事も緊急を要する復旧工事であると思いますが、この復旧を行った後に、改めて整備をしていく必要があるものばかりなのではないでしょうか。

眞下教育総務課長

基本的には今回の復旧工事については、本復旧をさせるということです。すでに遷喬小学校のグラウンドでは地元の有志の方々に土砂を取り除き、少年野球ができるスペースを確保されたり、佐賀小学校では運動会を開催するにあたり地元の建設業者の方々に重機を用いて泥を取り除き、運動会が出来るスペースを確保していただいております。しかしグラウンドにはまだ土砂が残っておりますので、それをすきとり、新たに真砂土を入れて転圧をして、本復旧いたします。昭和小学校と遷喬小学校、成和中学校のグラウンドと昭和幼稚園の園庭につきましては、すでに指名選定委員会が行われ、まもなく発注をするという状況でございます。

倉橋委員長

他にありませんか。

被災したグラウンドは、現在授業で使っているのでしょうか。

眞下教育総務課長

昭和小学校のグラウンドは、立入禁止になっておりますので、現在は使用できません。その他の学校については確保できたスペースを使って授業を行っています。昭和小学校については、今年度の運動会を9月30日に三段池のグラウンドを使って実施する予定です。本日、午前中からバス8台を使って三段池に行き、リハーサルを行っております。また当日は歩いて三段池まで行きます。

倉橋委員長

工事も出来るだけ早く進めていただきながら、最大限に使えるスペースを有効に活用していただきたいと思います。

大槻委員

被災しました保護者といたしまして、教科書や文房具等を早急に手配していただき、大変感謝しております。ありがと

うございました。

倉橋委員長

給食の問題ですが、新聞では9月の1か月間は停止と発表されていますが、今現在、どういう状況でしょうか。

眞下教育総務課長

1か月程度、給食は中止といたしております。

一番の問題は、配送車の問題です。浸水し、部品の交換が必要であります。部品の調達が困難な状況であると聞いております。本日、この会議終了後、給食再開に係る内部の協議を行う予定にしております。

倉橋委員長

正確な見通しをもって、お知らせいただきたいと思えます。

池田部長

給食配送車のメーカー側から給食センターに現在、今後の見込みについて説明に来ていただいております。浸水した配送車10台のうち1台については、修理が終わったときいています。修理後の車が正常に動くかどうかの検査がまだですので、その検査の結果により今後の給食再開の目途を立てていかなければなりません。

倉橋委員長

他にありませんか。

全委員

特になし。

倉橋委員長

議第21号について決議させていただきます。

全委員

異議なし。

倉橋委員長

それでは、異議はないので、可決承認いたします。つぎに報告事項へ移ります。

5. 教育委員会 報告・説明事項について

(1) 後援申請の承認結果について

由里教育総務課係長 ～資料に基づき報告～

No. 5 0 京都府中学校教育研究会 数学科研究大会

No. 5 1 福知山医師会 市民講座～成長期の病気のあれこれ～

No. 5 2 第46回少年少女柔道剣道大会

No. 5 3 第29回日本ペタンク選手権大会

No. 5 4 第9回近畿古希軟式野球大会

No. 5 5 第55回両丹中学校ソフトテニス新人大会

倉橋委員長

後援承認について、質問はありますか。

全委員

特になし。

倉橋委員長

なければ、次に「放課後子ども総合プランについて」の報告をお願いします。

(2) 「放課後子ども総合プラン」について
横山生涯学習課参事 ～資料に基づき報告～

福知山市放課後児童クラブ事業に関係する事項として、8月末に京都府を通して国から通知がありましたので御報告いたします。

資料4 1 ページを御覧下さい。通知文自体を添付しておりますが、その内容は、今回「放課後子ども総合プラン」が国で策定されたこと、それに伴い従前のプランである「放課後子どもプラン」に関連して従前の通知が廃止される、という内容のものでした。

概要をまとめましたので、別にお配りしました1枚ものをご覧ください。まず、新しい「放課後子どもプラン」の目的は大きく分けると2つあり、ひとつは「小1の壁の打破」ともうひとつは「次代を担う人材育成」というものであります。

経緯としては、平成19年に国が策定した従前の「放課後子どもプラン」が改定となったもので、その内容は、厚生労働省所管の放課後児童クラブと文科省が所管の放課後子ども教室を一体的あるいは連携して推進することを主な目的としていました。

放課後児童クラブ事業はご存知のとおりですが、「放課後子ども教室」とは、福知山市においても平成22年度までは生涯学習課所管により、市内9校で児童クラブと連携する形で実施されておりました。放課後に学校の中で全児童を対象に多様な体験学習をしてもらうもので、平成22年度まで、惇明・昭和・大正・雀部・庵我・修齊・成仁・下六・遷喬・旧公誠小学校区の10箇所子ども教室（まなび教室）事業を実施しており、その当時は、児童は放課後、校庭開放で5時まで過ごし、5時以降は帰宅する児童と放課後児童クラブに残る子どもに別れる状況の中で、2週間に1度の頻度で放課後から5時までの時間に、「放課後子ども教室」として、工作などの文化体験やキンボールなどのスポーツ体験の講師を迎えて、子ども達の体験学習を行っておりました。しかし、放課後子ども教室自体が、児童クラブ利用の児童や利用でない児童も全児童が対象であるものの、希望者による実施であった事で、出席者の確保がなかなか難しく、また、校庭開放に行って5時に帰る子どもたちや放課後子ども教室に出て帰る子どもたちや、放課後子ども教室に出てそのあと児童クラブに残る児童、放課後子ども教室には出ずに校庭開放にでて児童クラブに残る児童など、子どもたちの動線が複雑で更に日々異なる状況の中、体制を維持していく難しさもあり、教育委員会として、事業は22年度までで終了いたしました。

プランに話を戻しますが、今回の総合プランのポイントは、大きく3つあります。①児童クラブの拡充をすること、②児童クラブ・子ども教室の一体型事業の推進を行うこと、③新たに行う児童クラブ・子供教室の整備には学校施設を徹底的に活用することが大きなポイントです。ポイント3つのうち、

①の拡大については従前のプランにはない新たな方針であり、福知山市としては今後、6年生拡大により規模も拡大充実される予定です。②につきましては、前回のプランでも一体型又は連携の放課後事業の推進という継続事項です。しかし、現在、福知山市では旧公誠小学校区でしか実施されておらず、22年度まで連携した事業の状況を検証すると、もう一度連携して推進するには、なかなか難しい点もあると考えます。③の児童クラブと子ども教室を新たに整備するときは学校施設を徹底的に活用する事項についても前回からの継続事項であり、現在可能な限りご協力いただいている状態です。

福知山市においては、総合プランに則り児童クラブの拡大充実に向けて、粛々と進めて行くというのが現状であります。

倉橋委員長

このことについて、質問はありますか。

瀬田委員

国が進める方針に沿って本市もこのプランをすすめていくという御説明のなかで、3つのポイントをあげられました。1つ目の「拡充」については6年生までを対象に広げていくという行程表は出来ているということですが、2番目、3番目は、課題解決だというなかで、これらをどうしていくかという行程表はあるのでしょうか。

横山生涯学習課参事

3番目については、余裕教室を積極的に活用することとしておりますので、現在調整中であります。2番目については、子どもたちの放課後の動きが多様であることから整理することが難しいという問題があります。しかしながら、「放課後子ども教室」と一体型の導入が出来るかどうかの検証は必要であると思えます。

荒木教育長

厚生労働省では「放課後児童クラブ」を、文部科学省が「放課後子ども教室」を行い、かつて、福知山市もこの両方を行っていました。先ほど横山参事からも説明がありましたように両方があることにより保護者や先生方には子どもの放課後の動きの把握が大変難しく、安全面でも課題がありました。このようなことから市議会でこの施策の整理をしてほしいと要望がでました。これを受け、教育委員会では整理し、「放課後子ども教室」は行わないこととしました。ただし、公誠・北陵の「放課後子ども教室」については、学校統合の問題もありましたことから激変緩和措置により存続しております。横山参事から検証が必要であると申し上げましたが、今のところ「放課後子ども教室」については行う必要はないと考えます。なぜかと申し上げますと放課後児童クラブは福祉保健部から今年、所管替えになったばかりです。この状況の中ですでに中止した事業を復活させてまた混乱を引き起こすようなことはしたくありません。学校の中で、放課後児童クラブをしっかりと位置づけたいと思えます。かつて家に帰れば地

域の子どもたちが外で群れて遊んだり、家庭の中では兄弟姉妹がたくさんいるなかで、群れて遊んだりできたそういう時代から比べれば、人との関わりや子ども同士が切磋琢磨しながら地域の中で過ごす機会がなくなっています。学校の放課後児童クラブにそういう機能を期待できないかということから今、放課後児童クラブに力を入れたいと考えます。この時にまた、「放課後子ども教室」を新たなプランが出たからといって進めるつもりはありません。これは、子どもにとっても学校にとっても保護者にとっても混乱をきたすということになるだろうと思います。将来的に検討することは否定しませんが当分の間は実施する必要はないのではないかと思います。

倉橋委員長

他にありませんか。

塩見委員

約一か月の間、児童・生徒はお弁当を持ってきており、子どもも親も学校もこの状況に慣れてきたと思います。しかし、慣れたなかには、お弁当を持っていかせることが負担となっている家庭があるかもしれません。子どものお弁当の様子を見ていただき、辛い思いをしている子どもがいないかどうか目配りいただき、そういう家庭への配慮をしていただきたいと思います。

また、8月豪雨において、被災した子どもたちはその時の恐怖が心に残っていると思います。その恐怖に加えて、今まで住んでいた住居に住むことが出来ずに転居せざる得ない子どもや転校をしなくてはならない子どもが、もしいたら配慮をお願いしたいと思います。

倉橋委員長

他に質問等はありませんか。

全委員

特になし。

6. 閉会

倉橋委員長が閉会を宣言。